

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	三原じゅん子（自民）	臼井	正一（自民）	水野	素子（立憲）
理事	青木 一彦（自民）	大家	敏志（自民）	秋野	公造（公明）
理事	江島 潔（自民）	酒井	庸行（自民）	河野	義博（公明）
理事	高橋 はるみ（自民）	高野	光二郎（自民）	窪田	哲也（公明）
理事	石橋 通宏（立憲）	高橋	克法（自民）	梅村	みずほ（維新）
理事	矢倉 克夫（公明）	中西	祐介（自民）	鈴木	宗男（維新）
理事	清水 貴之（維新）	本田	顕子（自民）	上田	清司（民主）
	青山 繁晴（自民）	松山	政司（自民）	浜口	誠（民主）
	朝日 健太郎（自民）	勝部	賢志（立憲）	紙	智子（共産）
	有村 治子（自民）	塩村	あやか（立憲）	大島	九州男（れ新）
	今井 絵理子（自民）	田島	麻衣子（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
	上野 通子（自民）	牧山	ひろえ（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

第210回国会閉会後の１月17日及び18日、沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のため、沖縄県に委員を派遣した。

３月８日、政府開発援助等の基本方針に関する件について、林外務大臣から所信を聴いた。また、沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について、岡田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び林外務大臣から所信を聴いたほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

３月16日、予算委員会から委嘱された令和５年度政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、中国と比較し日本の存在感が低下している現状を踏まえた今後の我が国ODAの在り方、バグー橋建設事業における主契約企業から下請を行う国軍系企業への支払の事実確認と政府の問題意識、コロナ禍で疲弊した沖縄の県民生活と経済回復に向けた電気料金の高騰に対する支援の必要性、COVAXファシリティを通じた途上国における新型コロナウイルスワクチンの普及の現状と今後の課題、世界的なリスクと指摘されている途上国の対外債務の増加に対する支援において日本が果たすべき役割、日露漁業交渉において妥結が見通せないことにより影響を受ける漁業者への支援策、在沖米軍基地周辺におけるPFAS検出状況を踏まえた政府の対策、安保関連三文書の改定を契機とした日米地位協定改定の提起に係る検討の有無等について質疑を行った。

4月7日、政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について調査を行い、JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る成果・実績と今後の普及促進に向けた課題、沖縄米軍基地の跡地利用の経済効果及びそれを県民の所得向上につなげる方策、防衛装備移転三原則が改定された場合の政府安全保障能力強化支援（OSA）の運用方針、宮古島等での新たな基地建設を受け、国の責任で県市町村と連携して国民保護計画を見直す必要性、報じられているような中国の北方領土問題に関する立場の変更が日露交渉に及ぼす影響、国際協力銀行（JBIC）法改正による同行の役割拡大とODAの関係性、新たな開発協力大綱においてODAを外交ツールと強調することの妥当性、沖縄県の住民の命と健康を守る観点からPFAS問題に早急に対応する必要性、民主主義対権威主義との構図で世界を見た場合の現在の国際情勢に関する認識等について質疑を行った。

4月28日、我が国の開発協力をめぐる諸課題と開発協力大綱の在り方に関する件について調査を行い、参考人開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会座長・京都大学大学院法学研究科教授中西寛君、東京大学東洋文化研究所教授佐藤仁君、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター理事・THINK Lobby所長若林秀樹君及び国際連合世界食糧計画日本事務所代表焼家直絵君から意見を聴いた後、ODA実施原則でジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進を掲げる重要性、国際機関を通じた日本の援助が確実に必要な人に届く体制を構築する必要性、大綱改定案で人間の安全保障に連帯の概念が取り入れられた意味、大綱改定案においてオファー型支援が盛り込まれることになった経緯、日本におけるNGOを通じた支援を拡大させるための具体的な取組、OSAによる支援の実施がODAの非軍事原則を形骸化させることへの懸念、将来的にODAとOSAが一体的に運用される可能性及び受益者に対する検証の困難性、大綱改定において国際政治構造の長期的変化を踏まえる必要性等について質疑を行った。

5月19日、沖縄振興等に関する件について調査を行い、参考人沖縄国際大学経済学部教授前泊博盛君及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長下地芳郎君から意見を聴いた後、国際医療拠点構想の下、米軍基地の跡地が学術や医療に利用される意義及び沖縄の経済発展に果たす役割、米軍基地や自衛隊基地の存在が沖縄の観光を始めとする経済や産業に与える影響、沖縄における観光に関する住民の意識、沖縄経済の振興の観点からもPFAS問題に取り組む必要性及び政府に求める事項、沖縄県に製造業が定着しない背景・理由及び国際物流拠点としての沖縄の可能性、沖縄県民が基地のない平和な島を目指す中での安保三文書改定が示す方向性の評価、観光と地域経済を結び付けるための仕掛けの必要性、沖縄が観光立県を目指す中で観光インフラ等の更なる整備が必要な分野等について質疑を行った。また、北方領土問題に関する件について調査を行い、参考人公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長脇紀美夫君及び防衛省防衛研究所地域研究部米欧ロシア研究室長山添博史君から意見を聴いた後、ロシアによるウクライナ侵略の最終的な決着点に関する視点、民間同士のつながりによって墓参再開を図る方策の有無、「望ましくない団体」指定に対する所感と千島連盟による人的交流の蓄積と成果、共同経済活動のような経済面で協力を進めるアプローチに対する評価、SNS等を通じた北方領土問題の世論喚起のための方策、千島連盟の事務所体制の現状と次世代支援に向けた事務所体制の

在り方、洋上慰霊の取組に関する実情と可能性、安保三文書の改定が日露関係に及ぼす影響等について質疑を行った。

6月19日、改定後の開発協力大綱の下でのODAにおける基本的人権や非軍事原則の担保の在り方、旧漁業権者法に基づく低利融資の資格対象者拡大に係る政府の検討状況、ODA事業における進捗や利用状況の把握及び課題が生じた場合の改善措置に関する今後の取組方針、北方墓参の再開に向けた政府の取組方針、沖縄において製造業が定着してこなかった原因及び今後の支援内容、海外から日本の軍事大国化が指摘される中でOSAの支援をやめる必要性、PFOS等に係る日米合同委員会合意に基づく立入調査要求の有無及び対応方針、G7主導の国際社会が変化する中でOSAによって安全保障環境改善を図ることの妥当性等について質疑を行った。また、我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月23日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和5年3月8日(水) (第2回)

- 政府開発援助等の基本方針に関する件について林外務大臣から所信を聴いた。
- 沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について岡田内閣府特命担当大臣及び林外務大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月16日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算(衆議院送付)
令和五年度特別会計予算(衆議院送付)
令和五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費、内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について林外務大臣及び岡田内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、林外務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、長峯経済産業大臣政務官、木村防衛大臣政務官、吉川外務大臣政務官、柳本環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君(自民)、石橋通宏君(立憲)、窪田哲也君(公明)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、紙智子君(共産)、大島九州男君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月7日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について岡田内閣府特命担当大臣、林外務大臣、武井外務副大臣、井野防衛副大臣、宮本財務大臣政務

官、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事中澤慶一郎君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁林信光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、矢倉克夫君（公明）、田島麻衣子君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、清水貴之君（維新）、上田清司君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○令和5年4月28日（金）（第5回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国の開発協力をめぐる諸課題と開発協力大綱の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会座長
京都大学大学院法学研究科教授 中西寛君
東京大学東洋文化研究所教授 佐藤仁君
特定非営利活動法人国際協力NGOセンター理事
THINK L o b b y 所長 若林秀樹君
国際連合世界食糧計画日本事務所代表 焼家直絵君

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、塩村あやか君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○令和5年5月19日（金）（第6回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄振興等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

沖縄国際大学経済学部教授 前泊博盛君
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長 下地芳郎君

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、水野素子君（立憲）、窪田哲也君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○北方領土問題に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長 脇紀美夫君
防衛省防衛研究所地域研究部米欧ロシア研究室長 山添博史君

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、勝部賢志君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○令和5年6月19日（月）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○ODAにおける非軍事原則の担保の在り方に関する件、旧漁業権者法に基づく低利融資の対象者拡大に係る政府の検討状況に関する件、ODAに係る会計検査院の指摘への対応状況及び再発防止策に関する件、北方墓参の再開に向けた政府の取組方針に関する件、沖縄の製造業に対する支援に関する件、政府安全保障能力強化支援創設の妥当性に関する件、P F O Sに係る在沖米軍基地への立入調査要求に関する件、G 7 主導の国際社会が変化する中での安全保障環境改善に向けた取組に関する件等について林外務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、秋野財務副大臣、中谷経済産業副大臣、小野田防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構副理事長山田順一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、清水貴之君（維新）、鈴木宗男君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議を行った。

○令和5年6月21日（水）（第8回）

○政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年1月17日（火）、18日（水）

○沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

三原じゅん子君（自民）、江島潔君（自民）、高野光二郎君（自民）、高橋はるみ君（自民）、石橋通宏君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維新）、上田清司君（民主）、紙智子君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（３）委員会決議

－我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議－

我が国は、昭和29年のコロボ・プランへの加盟に始まる約70年に及ぶ開発協力の歴史の中で、各国との相互理解と信頼関係を基礎として自らも発展を遂げ、国際社会の責任ある主要な国家としての地位を着実に築いてきた。我が国が主要ドナー国としてより一層重要な役割を果たすようになるに伴い、ODAの基本理念や実施に当たっての原則を明確にするため、平成4年に初のODA大綱が閣議決定され、その後、平成15年の改定を経て、平成27年には名称を改めた開発協力大綱が閣議決定され、人間の安全保障の視点、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避、途上国の自助努力に対する支援といった我が国開発協力の基本的な考え方が明らかにされてきた。

今日、国際社会が一致して取り組むべき貧困や飢餓、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題が深刻化する一方で、地政学的競争は激化し、武力の行使による一方的な現状変更の試みなど国際秩

序への重大な挑戦が行われ、国際社会の分断が懸念されるなど、開発協力を取り巻く国際情勢は深刻な危機に直面している。

このような重要な局面にある世界の現状を踏まえながらも、国連憲章や国際人権諸条約に基づく普遍的な価値である人権と平和の尊重や、人間の安全保障を基本理念とし、非軍事的な開発協力の実施を通じて築いてきた国際社会からの信頼こそが我が国外交及び開発協力の礎であること、また、改めて開発協力そのものが有する価値と意義を想起した上で、我が国にふさわしい開発協力の在り方を裨益国国民の安心と安全、豊かさに貢献するとともに、日本国民の平和と安全等に資するという観点も踏まえ、追求しなければならない。

以上を踏まえ、政府は、今回改定された開発協力大綱の実施等を通じて、次の事項につき適切な措置を講ずるべきである。

一、人間の安全保障の理念に基づく開発協力の推進

平成15年のODA大綱改定の際に掲げられた「人間の安全保障」の理念は、日本国憲法の精神に合致するとともに、我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念と位置付けられる。そうした長い期間の中で人々の信頼を勝ち得てきた経験を総括し、これを資源として活かしていくべきである。開発協力の実施に当たっては、国の発展の基礎となる人づくりを引き続き重視し、国連憲章や我が国も締約国となっている国際人権諸条約に基づく基本的人権の尊重、貧困や飢餓の解消、ジェンダー主流化を推進するとともに、増大する難民や避難民の保護、子どもや女性、障害者や少数民族・先住民族、LGBT当事者など脆弱かつ差別的な立場に置かれやすい人々の保護と能力強化に焦点を当て、多様な人々を包摂するインクルーシブな社会構築に向けた取組を促進すべきである。また、グローバル化の進展とともに世界的に企業の影響力が一層、高まっている状況の中で、開発途上地域でサプライチェーン等における人権侵害や環境破壊が起きないように、国連ビジネスと人権に関する指導原則を踏まえたビジネスと人権に関する行動計画等へののっとり、開発協力を実施すべきである。

二、多国間主義と共創の精神に基づく開発協力の推進

国際社会が分断の危機を克服していくためには、多国間主義を尊重しつつ、紛争や異常気象による食料危機、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギー問題等に直面する開発途上国の国民に寄り添い、共に課題を解決していく真摯な姿勢が鍵となる。開発協力を通じてこうした国々との関係を深化させていくに当たっては、相手国の自主性や意思、及び固有性を尊重しながら、裨益国政府を含む関係当事者との丁寧な対話と協働により、真に相手国国民の利益に合ったものを共に創り上げていく必要がある。この精神に基づき、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを含む国際保健、域内の連結性を確保するためのインフラ整備、人々の健康の基盤となる栄養、防災・減災、教育など、我が国の知見や経験を効果的に活用し得る分野を中心に、相手国の潜在的な支援ニーズも引き出しながら、より充実した質の高い協力を迅速に実施していくべきである。また、これらの分野への取組をより効果的・効率的に実施する上では、開発課題の当事者である途上国の市民社会や、これと最も近い立場で活動する我が国や当事国のNGOとの連携・協力が不可欠である。よって、NGO・市民社会の開発協力への参加・参画を一層拡大・促進するとともに、我が国と途上国のNGO・市民社会の連携による開発課題の解決に向けた取組をODAで後押しするための措置を積極的に展開していくべきである。

三、非軍事原則の確保

非軍事目的の開発協力は、平和国家である我が国の国際貢献の在り方を体現するものであり、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則はその欠くべからざる要として、平成4年のODA大綱以来、今日まで堅持されてきており、この原則は今後も堅持・徹底されなければならない。令和

4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略の下、ODAとは別の枠組みとして政府安全保障能力強化支援（OSA）が創設されたが、これによってこれまで我が国が築いてきたODAの財産や国際的な信頼が損なわれることがないように十分に留意するとともに、今後、開発協力の実施に当たっては、軍事目的への転用や人権侵害につながるものが決してないよう、また、そのような疑念を持たれたりすることがないように、事前に相手国との協議を慎重に行うことはもとより、実施後においても、非軍事目的での利用の徹底や基本的人権の尊重をめぐる状況等を含め、実効性あるモニタリングを徹底するとともに、万が一、軍事転用や人権侵害などの事実が判明したときやその疑いが生じたときには、当該国へのODAの供与の在り方を検討して必要な措置を講ずることも含め、非軍事原則を確実に担保するための措置を講ずるべきである。

四、投資を呼び込む開発協力

デジタル、脱炭素、環境など経済社会課題への貢献に意欲のある民間主体は、専門的知見や最新技術の活用により、開発課題の解決と開発途上国の健全な経済成長に重要な役割を果たし得る存在である。開発援助における政府の責務と公的資金に期待される本来的な役割を十分に踏まえ、これを今後も尊重することを大前提に、それを補完するものとして、開発途上国において我が国ODAの理念と目的に合致し、国民生活の向上や社会的価値の創造に貢献しているスタートアップや中小企業を含めた民間企業の取組をODAを通じて後押しするとともに、ODAやその他の公的資金を扱う機関間の連携を強化しつつ、民間資金を開発課題の解決に資する事業に呼び込むための措置を積極的に展開していくべきである。

五、2030年以降の国際開発目標を見据えた議論の主導

本年は国連持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた中間年となるが、干ばつや洪水など気候変動による影響、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、ウクライナ情勢を背景とした世界経済の混乱、及び開発資金の大幅な不足など様々な要因によって、SDGsは進捗に遅れが生じている。世界は深刻な食料危機に直面し、紛争が依然として飢餓の最大の要因である中、多国間主義の尊重と推進の精神に基づき、人道・開発・平和の分野横断的な連携を伴った包括的かつ財政的な裏付けのある国際協力が求められる。我が国は、2030年以降の国際的な開発目標をめぐる議論も見据えつつ、複雑に絡み合った課題に対する分野横断的なアプローチにより、人権の尊重を始めとする普遍的価値に立脚した国際的な規範や原則の維持強化、債務の罣りや経済的威圧を伴わず開発途上国の自立性・持続性を損なうことのない協力等を実施し、その必要性和有効性を示すことにより、国際社会で共通の利益となる領域を広げていくべきである。

六、国民に理解される開発協力

分断のリスクが深刻化する国際社会において開発協力求められる役割はますます高まっており、その実施基盤の強化が求められる。とりわけ、厳しい財政状況の中でODAを対国民総所得（GNI）比で0.7%とする国際目標を実現していく上では、大幅なODA予算の拡充と、新たな資金調達手段の導入を含む幅広い資金源の拡充・検討が必要不可欠である。そのためには、国民の理解が何よりも重要であり、データに基づく科学的な検証を伴ったPDCAサイクルを実施し、積極的かつ体系的な情報公開と説明責任の履行を通じて透明性を高め、開発協力を行ったことによる効果とプロセスの適正性を国民に示していく取組が不可欠となる。国民に「自分たちのODA」との意識を持ってもらうためにも、開発教育の推進によって、国民一人ひとりが世界の開発課題の主人公であるとの意識を涵養しつつ、民間企業、市民社会、地方自治体、大学・研究機関等から幅広く参加を得て、可能な限り開かれた議論を推進すべきである。また、我が国の開発協力の担い手となる優秀な人材を集め、育て、その活躍を支えていく取組を強化すべきである。

右決議する。